

# 取調べの可視化 実現ニュース

2014

通算第24号  
2014.5.1

## 今号の特集

- ・法制審特別部会 有識者委員連名の意見を活かせ
- ・3/25市民集会「取調室にシナリオは要らない」を開催
- ・発展型研修「可視化の下での刑事弁護～取調べ録画と捜査・公判における弁護活動～」全国で実施を

編集責任：日本弁護士連合会 取調べの可視化実現本部

## 3・25市民集会

## 取調室にシナリオは要らない

## 骨抜きを許さない！取調べ全過程の録画を

取調べの可視化実現本部 事務局員 槇枝 礼史(第二東京)

2014年3月25日、弁護士会館2階講堂クレオにおいて、取調べの可視化を求める市民集会「取調室にシナリオは要らない」骨抜きを許さない！取調べ全過程の録画を」が開催されました。この市民集会は、法制審議会新時代の

刑事司法制度特別部会(以下「特別部会」)で示された「作業分科会における検討結果(制度設計に関するたたき台)」が、可視化の対象場面を限定し、例外を広く認める点で取調べの可視化を骨抜きにするものとなりにかねないこと、

またこれまで特別部会での議論において対象事件を裁判員裁判対象とするものとなりにかねないこと、



桜井昌司氏



上田里美氏



周防正行氏

またこれまで特別部会での議論において対象事件を裁判員裁判対象とするものとなりにかねないこと、

まず、第1部では、特別部会の幹事である小坂井久(大阪)から特別部会における現在の議論状況について説明がなされました。次に、第2部では、えん罪被害者である布川事件の桜井昌司氏が

2014年3月7日、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の第25回会議が開催されました。特筆すべきことは、有識者委員5人(別表参照)が、取調べの録画・録音制度について共同で意見書を提出されたことです。その要旨は、次のとおりです。

### 法制審特別部会

### 有識者委員連名の意見を活かせ

取調べの可視化実現本部 副本部長 小坂井 久(大阪)

①取調べの録画・録音は、原則全過程・全事件であるべきである。

②実務的観点から段階的実施は否定的であるが、

③例外事由は、制限的かつ客観的基準によるべきである。

④実効性の担保規定を設ける。

⑤参考人取調べも、少なくとも検察取調べを録画対象とする。

同年2月14日の第23回会議において、日弁連側から提示した制度構想案と同旨の内容です。

連名で意見書を出された有識者委員	
神津里季生	連合事務局長
周防 正行	映画監督
松本 和道	北越紀州製紙(株)常務取締役
村木 厚子	厚生労働事務次官
安岡 崇志	元日本経済新聞社論説委員兼編集委員(日本司法支センター理事)

立場を越えたこのような文書の提出自体が画期的な出来事というべきでしょう。

もともと、この有識者意見を受けて、制度構想案が「一気に具現化する様相を呈している」とは必ずしもいい難いところがあります。現に上記会議においても、「ここに書いてある内容、全部」というのは、なかなかそうはな

らないのではないか」といった意見(但木敬一委員)あるいは「建設的な議論のための第一歩の提案ということ議論した」といった意見(井上正仁委員)が出されている状況にあり

要するに、可視化制度の確立に向けた大きな枠組自体はできているといえるでしょうが、逆に、より具体化された制度化に向けては、事態は膠着状態とみざるを得ないところがあります。

今後の推移は全く予断を許さないとはいえず、可視化の制度化に向けてさらなる努力が必要と

## 発展型研修

## 「取調べ録画と捜査・公判における弁護活動」全国で実施を

取調べの可視化実現本部 事務局員 澤入 満里子(秋田)



北尾トロ氏

まために 向けての 意見を公 表した経 緯につい

坂井会員をパネリストとし、テレビのコメントターでおなじみの菊地幸夫会員(第二東京)をコーディネーターとして、パネルディスカッションが行われました。菊地会員の円滑な司会進行の下、周防氏からは、特別部会の有識者委員が取り

現在、日弁連では「可視化の下での刑事弁護」取調べの録画と捜査・公判における弁護活動」と題する発展型研修を行っています。

この研修は、取調べの可視化実現本部事務局員2人が各弁護士会を訪問して行うものです。

日弁連としては、取調べの可視化実現に向けて力を尽くしているところですが、本研修では、現在でも取調べの録音・録画の試行が行われている裁判員裁判対象事件(傷害致死)を題材に、取調べの録画にどのように対応していくことが求められているかということを中心に解説しています。

具体的には、録画が公判段階でどう用いられるかという事例紹介や、それを念頭においてのアドバイスのあり方を模擬接見及び模擬取調べの映像を用いて解説するという内容になっています。

2013年11月に弁護士会に実施を呼びかけて以来、左表のとおり各地で開催され、好評を博しています。

これまでの実施状況	
1月23日	大阪府
2月6日	茨城県
2月25日	秋田県
2月28日	滋賀県
3月5日	兵庫県
3月24日	千葉県
4月9日	愛知県
4月11日	福井県
4月21日	福井県

## 福井での発展型研修報告

取調べの可視化実現本部 事務局員 端 将一郎(福井)

2014年4月11日、福井弁護士会において発展型研修を行いました。講師は、当本部副本部長の小坂井久(大阪)と同事務局員の私が務めました。

研修では、取調べの録画をとりまく現状や、録画DVDが証拠採用された事例の紹介と判決への影響等について解説を行い、それに引き続き、取調べの録画が予測される事件における弁護方針・助言等について、模擬接見・模擬取調べDVDを用いながら講義を行いました。

講義の内容は、事実と異なる不利益供述が供述調書に記載されてしまった場合に如何に力バリーするかという点や、録画された取調べに



福井での発展型研修(小坂井副本部長(左)と筆者)

対してはどのような弁護方針・助言が効果的かという点を中心に、弁護活動についての研修を行いました。会員数100人弱の弁護士会ながら20人を超える参加がありました。受講した会員は皆、最後まで真剣に聞いており、今後の弁護実践に役立つものになったと思います。